

掛川市告示第108号

掛川市立総合病院使用料及び手数料条例（平成17年掛川市条例第183号）第2条第6号の規定による市長が定める額（平成17年掛川市告示第75号の11）の一部を次のように改正する。

平成24年11月16日

掛川市長 松 井 三 郎

別表中

「

人工妊娠中絶	11週までの場合	63,000円	
	11週を超えて21週までの場合	73,500円	
	21週を超えた場合	分娩料	

」

を

「

人工妊娠中絶	11週までの場合	63,000円	
	11週を超えた場合	分娩料	

」

に改める。

附 則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。